

平成25年4月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第3212号 不当利得返還請求事件
(平成25年3月8日口頭弁論終結)

判 決

福岡市中央区六本松3-11-41 えいりんビル3階六本松法律事務所

破産者 破産管財人

原 告 越 川 佳 代 子

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館

被 告 ニューヨークメロン信託銀行株式会社

(平成21年2月28日までの商号

J P モルガン信託銀行株式会社)

同代表者代表取締役 杉 村 健 次 郎

同訴訟代理人弁護士 加 藤 好 隆

同 兼 定 尚 幸

同訴訟復代理人弁護士 宮 本 甲 一

東京都墨田区江東橋二丁目19番7号

被 告 エヌシーキャピタル株式会社

同代表者代表取締役 藤 澤 繁 幸

主 文

- 1 被告ニューヨークメロン信託銀行株式会社は、原告に対し、金106万8504円及びうち金102万4576円に対する平成20年5月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告エヌシーキャピタル株式会社は、原告に対し、金9万6215円及びうち金9万5000円に対する平成21年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。

- 4 訴訟費用は、被告両名の負担とする。
- 5 この判決は、1、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

- 1 被告ニューヨークメロン信託銀行株式会社（以下「被告ニューヨークメロン」という。）関係

被告ニューヨークメロンは、原告に対し、金106万8716円及びうち金102万4777円に対する平成20年5月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告エヌシーキャピタル株式会社（以下「被告エヌシーキャピタル」という。）関係

被告エヌシーキャピタルは、原告に対し、金119万825.6円及びうち金111万9777円に対する平成21年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え（ただし、被告ニューヨークメロンに対する請求が認容される場合には、金9万6215円及びうち金9万5000円に対する平成21年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を限度とする。）。

第2 事案の概要

本件は、破産者（以下「破産者」という。）破産管財人である原告が、破産者において貸金業者である訴外アエル株式会社（以下「アエル」という。）との間で継続的な金銭消費貸借取引を行っていたところ、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限利率を超えて支払った利息を元本に充当することにより過払金が発生し、その後、アエルからその債権を順次譲り受けた被告両名がそれぞれ過払金を利得したと主張して、被告両名に対し、それぞれ不当利得返還請求権に基づき、過払金元本及び民法704条に基づくこれに対する利息の支払を求めた事案である。

- 1 請求原因

- (1) 破産者は、アエルとの間で継続的に借入れと弁済を繰り返すことを予定した基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結し、平成9年7月22日から平成19年3月22日までの間、別紙1利息制限法に基づく法定金利計算書1ないし160記載の年月日、借入金額の各欄記載のとおり、継続的に借入れを繰り返し、平成9年9月1日から平成17年6月22日までの間、同計算書4ないし128記載の年月日、弁済額の各欄記載のとおり、継続的に返済を繰り返した。
- (2) アエルは、平成17年6月28日、破産者に対する前記貸金債権（将来債権を含む。）を被告ニューヨークメロンに譲渡した。
- (3) 破産者は、被告ニューヨークメロンに対し、前項の債務について、平成17年7月25日から平成20年5月22日までの間、同計算書130ないし174記載の年月日、弁済額の各欄記載のとおり、継続的に返済を繰り返した。
- (4) 被告ニューヨークメロンは、平成20年6月25日、破産者に対する前記貸金債権を被告エヌシーキャピタルに譲渡した。
- (5) 破産者は、被告エヌシーキャピタルに対し、前項の債務について、平成20年7月25日から平成21年1月15日までの間、同計算書175ないし181記載の年月日、弁済額の各欄記載のとおり、継続的に返済を繰り返した。
- (6) しかし、平成17年6月28日には、すでに、アエルと破産者の取引は、破産者の過払状態であり、既存の貸金債権は消滅しており、被告兩名はこの点について、認識していたか少なくとも金融を業とする者として容易に知り得た事情であるから認識していないことに重過失があった。
- (7) 包括的金銭消費貸借契約の基本契約は、取引内で発生した過払金を新たな借入債務に充当する旨の当事者間の合意を含むところ、平成17年6月28日以降になされたアエルの破産者に対する貸付についても、債権譲渡以前に

発生していた過払金が順次充当される。

(8) その結果、被告ニューヨークメロンは、原告に対し、平成20年5月23日の時点において、同計算書174記載のとおり、過払元金102万4777円及び過払利息4万3939円の不当利得返還義務を負っている。

(9) 被告ニューヨークメロンの(8)の義務が認められる場合、被告エヌシーキャピタルは、原告に対し、平成21年1月15日の時点において、別紙2利息制限法に基づく法定金利計算書7記載のとおり、過払元金9万5000円及び過払利息1215円の不当利得返還義務を負っている。

被告ニューヨークメロンの(8)の義務が認められない場合、契約上の地位の移転により、被告エヌシーキャピタルは、原告に対し、平成21年1月15日の時点において、別紙1利息制限法に基づく法定金利計算書同計算書181記載のとおり、過払元金111万9777円及び過払利息7万8479円の不当利得返還義務を負っている。

2 被告ニューヨークメロンの主張等

(1) アエルから被告ニューヨークメロンへの債権譲渡は、信託契約に基づく、信託譲渡である。破産者の弁済金は、他にあわせて信託譲渡された多くの債権（あわせて以下「本件信託財産」という。）の弁済金とともに、信託受益者に配当され、被告ニューヨークメロンは、信託契約に基づき、回収弁済金総額から見れば割合的に僅かな報酬を得たのみであり、被告ニューヨークメロンに不当利得は存しない。

(2) アエルが破産者に対し、被告ニューヨークメロンに対する債権譲渡を通知したのは、平成20年5月25日であって、それまで、被告ニューヨークメロンは、破産者に対する対抗要件を具備しておらず、また、破産者も、それまでの弁済は、いずれもアエルに対するものとしてなしていた。

また、破産者から支払を直接受領していたのはアエルであり、受領した弁済金はアエルの一般財産に混入した後、アエルは、被告ニューヨークメロン

との関係で、他の多くの信託譲渡にかかる弁済金とあわせた上、劣後受益権に対する配当等を控除した金額を送金しており、破産者の支払った金額がそのまま被告ニューヨークメロンの管理する信託口座に送金されるものではない。

さらに、アエルは、被告ニューヨークメロンへの債権譲渡後の弁済につき過払金が生じていればアエルがその返還債務を負うことを認めているから、結局、過払金返還義務を負うのは、アエルであって、被告ニューヨークメロンではない。

- (3) アエルは、被告ニューヨークメロンに対し、信託譲渡の対象になっている債権に、債務者が過払状態になっているものはないと表明しており、被告ニューヨークメロンは、破産者が過払状態にあることを認識していなかった。また、被告ニューヨークメロンは、信託譲渡を受けた債権を個別に過払状態になっているか否かを調査する立場になかったから、過払状態を認識しなかったことに重過失はない。

3 被告エヌシーキャピタルの主張等

被告エヌシーキャピタルが悪意の受益者との主張を争う。

第3 当裁判所の判断等

1 被告ニューヨークメロン関係

(1) 破産者とアエルとの取引について

破産者が、アエルとの間で本件基本契約を締結した事実は当事者間に争いがなく、甲4によれば、平成9年7月22日から平成19年3月22日までの間、別紙1利息制限法に基づく法定金利計算書1ないし160記載の年月日、借入金額の各欄記載のとおり、継続的に借入れを繰り返す、平成9年9月1日から平成17年6月22日までの間、同計算書4ないし128記載の年月日、弁済額の各欄記載のとおり、継続的に返済を繰り返した事実が認められる。

これらによれば、平成17年6月28日には、すでに、アエルと破産者の取引は、破産者の過払状態であり、かつ、本件基本契約には取引内で発生した過払金を新たな借入債務に充当する旨の当事者間の合意を含むと解されるから、平成17年6月28日以降になされたアエルの破産者に対する貸付についても、同日以前に発生していた過払金が順次充当され、その限度で直ちに消滅するので、この場合、消滅対象となった新規貸金債権は、前記将来債権を含むという約定にかかわらず、被告ニューヨークメロンには移転していないというべきである。

- (2) 被告ニューヨークメロンに対する請求においては、アエルから被告ニューヨークメロンに対し、平成17年6月28日、アエルの破産者に対する債権（将来債権を含む）の譲渡がなされたこと及びこの債権譲渡によって本件基本契約に基づく貸主の地位や過払金返還債務が移転していないことは、いずれも当事者間に争いが無い。

したがって、原告の主張は、被告ニューヨークメロンにおいて、平成17年6月28日に発生していたアエルの破産者に対する過払金返還債務を直接引き受けるものではないが、前記認定のとおり、平成17年6月28日以降になされたアエルの破産者に対する貸付に、同日以前に発生していたアエルに対する過払金が順次充当されてこれが減少する一方（別紙3計算書）、同日以降になされた破産者の新規弁済が過払金として別に累積する（別紙4計算書）ものと理解できる。

- (3) 平成17年6月28日以降、被告ニューヨークメロンが、アエル等を回収受託者として、本件信託財産にかかる債権の弁済を受けていたことは、被告ニューヨークメロンも自認しているところであり、そうすると、破産者の完済後の支払という損失によって、本件信託財産に不当利得を生じたことが明らかに認められる。

この点、乙D15の1ないし乙D16の5によれば、アエルは回収金全額

を被告ニューヨークメロンに送金していたものではないと窺えるが、これはアエルが本件信託財産に対して請求できる金額を後日差し引いた結果に過ぎず、回収受託者の弁済收受によって、通常は、信託財産中の同金額の貸付債権が消滅し、回収受託者の收受した金額が本件信託財産の計算に帰属するのであるから、回収受託者において適正額の送金を怠るなど独自の計算で自己の利得を図るような特段の事情がない限り、回収によって本件信託財産上に利得が生じることの認定の妨げにはならない。

そして、利得の当事者は、支払当時の事実関係によって判断されるものであり、支払当時、破産者が債務者対抗要件の不具備によって主観的にアエルに対する弁済だと認識していたとしても、客観的にその支払が被告ニューヨークメロンに対するものであれば、原告が回顧的にそのような主張することは当然に許容される。

また、被告ニューヨークメロンとアエルとの契約等により、破産者の支払の時期を問わず、アエルが過払金の返還を引き受けることになっているとしても、アエルがその返還を全うしていない以上、破産者の過払金返還請求権は消滅しない。

したがって、過払金返還義務はアエルに存するとして自己の返還義務を否定する被告ニューヨークメロンの主張を肯認することはできない。

- (4) そこで、本件信託財産の上に生じた利得について、被告ニューヨークメロンに返還義務が生じるか否かについて、以下、検討する。

信託法（ただし、前記アエルとが信託契約をしたときに効力を有していたもの。以下同じ。）は、信託財産が信託事務の処理につき生じた権利に基づく強制執行の対象となることを認め（16条）、あるいは、信託事務の処理について生じた債権は、受託者更迭にかかわらず、信託財産の限度で、新受託者に対して、行使できることを認め（52条3項）、さらに、受託者は、信託事務を処理するために自己に過失なく受けた損害の補償を信託財産や受

益者に求めることができることを認めている（36条1，2項）。これらに照らすと，信託法は，その規定の前提として，第三者との取引による信託財産上の債務の存在を承認し，受託者を法人格のない信託財産の名義人として，その債務の支払義務者とし，受託者の固有財産において支弁させたものを，信託財産または受益者に求償することを制度として認めつつ，信託財産に求償しても不足で，受益者にも求償できない場合，受託者に損失を被らせる危険を負わせており，そのような意味で，信託財産上の債務について，受託者を，その債権者との関係で，負担のない連帯債務者類似の地位に置くものと解される。

したがって，被告ニューヨークメロンは，本件信託財産上に不当利得が生じた場合，受託者として，第三者に対し，自己の固有財産をもってその返還義務を負う。

これに対し，被告ニューヨークメロンの縷々主張する，自己の固有財産に利得のない点や，受託者の固有財産からの信託財産の制度的独立の点は，受託者の第三者に対する前記の信託法上の責任を左右しないから，失当である。また，すでに受益者に配当を了し，現に信託財産が残存しない点は，利得の喪失に過ぎず，前示認定の妨げにならない。

- (5) 被告ニューヨークメロンが，破産者の過払状態を個別的に認識していなかったとしても，従前，アエルが，貸金業法（ただし，取引時に効力を有していたもの）43条1項の適用を受けられない態様で，利息制限法所定の制限利率を超えた利息を受領していたことは，公知の事実であり，多数の貸金債権の信託譲渡を受けた被告ニューヨークメロンにおいて，その一部に，過払状態の債権が含まれる可能性が無視できない程度に存在することは容易に認識可能であったと見られるところ，本件全証拠によっても，被告ニューヨークメロンは，アエルの抽象的な表明以外に，具体的に過払状態の債権の混入の有無を何ら調査した形跡が見出せず，他方，そのような債権があった場合

には、アエルに買い戻しの義務を課す約定をしていることに照らすと、被告ニューヨークメロンは、未必的ながら、過払による不当利得が信託財産の上に生じることを認識認容していたと見られ、この点について、悪意または悪意に準じる重過失があったといわざるを得ない。

そうすると、別紙4計算書記載のとおり、被告ニューヨークメロンは、破産者に対し、平成20年5月22日の時点において、過払元金102万4576円及び過払利息4万3928円の不当利得返還義務を負っていたと認められる。

- (6) 以上によれば、原告の被告ニューヨークメロンに対する請求は、金106万8504円及びうち不当利得の元金である102万4576円に対する平成20年5月23日から支払済みまで年5分の割合による民法所定の利息の支払を求める限度で理由がある。

2 被告エヌシーキャピタル関係

- (1) 弁論の全趣旨によれば、アエルは、平成17年6月28日、本件基本契約に基づく破産者に対する貸金債権を被告ニューヨークメロンに譲渡し、被告ニューヨークメロンは、平成20年6月25日、破産者に対する前記貸金債権を被告エヌシーキャピタルに譲渡した経緯が認められる。

しかし、本件全証拠によっても、これら債権譲渡によって本件基本契約に基づく貸主の地位や過払金返還債務が移転するものであったと認めるに足りない。したがって、被告ニューヨークメロンから被告エヌシーキャピタルに対する債権譲渡前に、破産者がアエルまたは被告ニューヨークメロンに対し、過払金の不当利得返還請求権を有していたとしても、その返還債務を被告エヌシーキャピタルにおいて引き受けるべき理由はない。

- (2) 甲4及び弁論の全趣旨によれば、平成20年6月25日には、すでに、本件基本契約に基づく貸金債権は、完済状態であり、これを譲り受けた被告エヌシーキャピタルは、取引履歴等に照らして、その状態を容易に知り得たも

のと見られるから、その認識があったか少なくとも認識のないことに悪意に準じる重過失があったと認められる。

そして、甲4によれば、破産者は、被告エヌシーキャピタルに対し、その債務について、平成20年7月25日から平成21年1月15日までの間、別紙1利息制限法に基づく法定金利計算書175ないし181記載の年月日、弁済額の各欄記載のとおり、継続的に返済を繰り返したと認められる。

そうすると、被告エヌシーキャピタルは、原告に対し、平成21年1月15日の時点において、別紙2利息制限法に基づく法定金利計算書7記載のとおり、過払元金9万5000円及び過払利息1215円の不当利得返還義務を負っていたと認められる。

- (3) 以上によれば、原告の被告エヌシーキャピタルに対する請求は、金9万6215円及びうち不当利得の元金である9万5000円に対する平成21年1月16日から支払済みまで年5分の割合による民法所定の利息の支払を求める限度で理由がある。

第4 結 論

よって、原告の本訴請求は、被告ニューヨークメロンに対し、金106万8504円及びうち金102万4576円に対する平成20年5月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払、被告エヌシーキャピタルに対し、金9万6215円及びうち金9万5000円に対する平成21年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払、をそれぞれ求める限度で理由があるので、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第2民事部

裁 判 官 住山真一郎

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H9.7.22	100,000		0.18				100,000		
2	H9.7.24	40,000		0.18	2	98	98	140,000	0	0
3	H9.8.24	50,000		0.18	31	2,140	2,238	190,000	0	0
4	H9.9.1		10,000	0.18	8	749	0	182,987	0	0
5	H9.9.22	10,000		0.18	21	1,895	1,895	192,987	0	0
6	H9.10.1		12,000	0.18	9	856	0	183,738	0	0
7	H9.11.3		11,000	0.18	33	2,990	0	175,728	0	0
8	H9.12.1		12,000	0.18	28	2,426	0	166,154	0	0
9	H9.12.14	10,000		0.18	13	1,065	1,065	176,154	0	0
10	H9.12.29		12,000	0.18	15	1,303	0	166,522	0	0
11	H10.1.24	10,000		0.18	26	2,135	2,135	176,522	0	0
12	H10.2.1		12,000	0.18	8	696	0	167,353	0	0
13	H10.2.22	10,000		0.18	21	1,733	1,733	177,353	0	0
14	H10.3.2		12,000	0.18	8	699	0	167,785	0	0
15	H10.4.1		12,000	0.18	30	2,482	0	158,267	0	0
16	H10.4.18	10,000		0.18	17	1,326	1,326	168,267	0	0
17	H10.5.3		12,000	0.18	15	1,244	0	158,837	0	0
18	H10.6.1		12,000	0.18	29	2,271	0	149,108	0	0
19	H10.6.28	10,000		0.18	27	1,985	1,985	159,108	0	0
20	H10.7.2		12,000	0.18	4	313	0	149,406	0	0
21	H10.8.2		12,000	0.18	31	2,284	0	139,690	0	0
22	H10.9.2		12,000	0.18	31	2,135	0	129,825	0	0
23	H10.9.13	20,000		0.18	11	704	704	149,825	0	0
24	H10.10.2		12,000	0.18	19	1,403	0	139,932	0	0
25	H10.11.4		12,000	0.18	33	2,277	0	130,209	0	0
26	H10.12.1		12,000	0.18	27	1,733	0	119,942	0	0
27	H10.12.20	10,000		0.18	19	1,123	1,123	129,942	0	0
28	H10.12.30		12,000	0.18	10	640	0	119,705	0	0
29	H11.2.1		12,000	0.18	33	1,948	0	109,653	0	0
30	H11.3.1		12,000	0.18	28	1,514	0	99,167	0	0
31	H11.3.23	20,000		0.18	22	1,075	1,075	119,167	0	0
32	H11.4.1		12,000	0.18	9	528	0	108,770	0	0
33	H11.4.19	10,000		0.18	18	965	965	118,770	0	0
34	H11.5.5	10,000	20,000	0.18	16	937	0	110,672	0	0
35	H11.6.1		13,000	0.18	27	1,473	0	99,145	0	0
36	H11.7.2		14,000	0.18	31	1,515	0	86,660	0	0
37	H11.7.18	10,000		0.18	16	683	683	96,660	0	0
38	H11.8.3		15,000	0.18	16	762	0	83,105	0	0
39	H11.8.24	10,000		0.18	21	860	860	93,105	0	0
40	H11.9.1		12,000	0.18	8	367	0	82,332	0	0
41	H11.10.1		12,000	0.18	30	1,218	0	71,550	0	0
42	H11.10.17	10,000		0.18	16	564	564	81,550	0	0
43	H11.11.1		12,000	0.18	15	603	0	70,717	0	0
44	H11.12.2		12,000	0.18	31	1,081	0	59,798	0	0
45	H11.12.8	300,000	180,161	0.18	6	176	0	179,813	0	0
46	H11.12.31		20,000	0.18	23	2,039	0	161,852	0	0
47	H12.2.2		12,000	0.18	33	2,626	0	152,478	0	0
48	H12.2.11	10,000		0.18	9	674	674	162,478	0	0
49	H12.3.2		15,000	0.18	20	1,598	0	149,750	0	0
50	H12.4.2	10,000	12,000	0.18	31	2,283	0	150,033	0	0
51	H12.5.1		12,000	0.18	29	2,139	0	140,172	0	0
52	H12.6.1		12,000	0.18	31	2,137	0	130,309	0	0
53	H12.7.3		12,000	0.18	32	2,050	0	120,359	0	0
54	H12.8.1		15,000	0.18	29	1,716	0	107,075	0	0
55	H12.9.4		15,000	0.18	34	1,790	0	93,865	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
56	H12.10.2		15,000	0.18	28	1,292	0	80,157	0	0
57	H12.10.31		12,000	0.18	29	1,143	0	69,300	0	0
58	H12.11.30		15,000	0.18	30	1,022	0	55,322	0	0
59	H13.1.4		15,000	0.18	35	952	0	41,274	0	0
60	H13.1.30		15,000	0.18	26	529	0	26,803	0	0
61	H13.2.23		15,000	0.18	24	317	0	12,120	0	0
62	H13.3.12		15,000	0.18	17	101	0	-2,779	0	0
63	H13.4.6		15,000	0.18	25	0	0	-17,779	-9	-9
64	H13.4.24		15,000	0.18	18	0	0	-32,779	-43	-52
65	H13.5.1		15,000	0.18	7	0	0	-47,779	-31	-83
66	H13.5.8	90,000		0.18	7	0	0	42,093	-45	0
67	H13.5.18		15,000	0.18	10	207	0	27,300	0	0
68	H13.6.22		15,000	0.18	35	471	0	12,771	0	0
69	H13.7.23		15,000	0.18	31	195	0	-2,034	0	0
70	H13.8.20		15,000	0.18	28	0	0	-17,034	-7	-7
71	H13.9.20		15,000	0.18	31	0	0	-32,034	-72	-79
72	H13.10.19		15,000	0.18	29	0	0	-47,034	-127	-206
73	H13.11.27		15,000	0.18	39	0	0	-62,034	-251	-457
74	H13.12.3	500,000	244,242	0.18	6	0	0	193,217	-50	0
75	H13.12.12		15,000	0.18	9	857	0	179,074	0	0
76	H14.1.11		15,000	0.18	30	2,649	0	166,723	0	0
77	H14.2.19		15,000	0.18	39	3,206	0	154,929	0	0
78	H14.3.8		15,000	0.18	17	1,298	0	141,227	0	0
79	H14.3.26		15,000	0.18	18	1,253	0	127,480	0	0
80	H14.4.23		20,000	0.18	28	1,760	0	109,240	0	0
81	H14.5.13		15,000	0.18	20	1,077	0	95,317	0	0
82	H14.6.12		15,000	0.18	30	1,410	0	81,727	0	0
83	H14.7.12		15,000	0.18	30	1,209	0	67,936	0	0
84	H14.8.13		15,000	0.18	32	1,072	0	54,008	0	0
85	H14.9.18		15,000	0.18	36	958	0	39,966	0	0
86	H14.10.11		15,000	0.18	23	453	0	25,419	0	0
87	H14.11.6	60,000		0.18	26	325	325	85,419	0	0
88	H14.11.27		25,000	0.18	21	884	0	61,628	0	0
89	H14.12.30		25,000	0.18	33	1,002	0	37,630	0	0
90	H15.1.24		15,000	0.18	25	463	0	23,093	0	0
91	H15.3.3		20,000	0.18	38	432	0	3,525	0	0
92	H15.3.27		16,000	0.18	24	41	0	-12,434	0	0
93	H15.5.2		20,000	0.18	36	0	0	-32,434	-61	-61
94	H15.5.15	50,000		0.18	13	0	0	17,448	-57	0
95	H15.5.27		20,000	0.18	12	103	0	-2,449	0	0
96	H15.7.1		18,000	0.18	35	0	0	-20,449	-11	-11
97	H15.7.24		18,000	0.18	23	0	0	-38,449	-64	-75
98	H15.7.24		5,000	0.18	0	0	0	-43,449	0	-75
99	H15.8.25		28,000	0.18	32	0	0	-71,449	-190	-265
100	H15.9.25		18,000	0.18	31	0	0	-89,449	-303	-568
101	H15.10.16		25,000	0.18	21	0	0	-114,449	-257	-825
102	H15.11.26		20,000	0.18	41	0	0	-134,449	-642	-1,467
103	H15.12.24		20,000	0.18	28	0	0	-154,449	-515	-1,982
104	H16.1.9	90,000		0.18	16	0	0	-66,768	-337	0
105	H16.1.22		20,000	0.18	13	0	0	-86,768	-118	-118
106	H16.2.24		20,000	0.18	33	0	0	-106,768	-391	-509
107	H16.3.23		15,000	0.18	28	0	0	-121,768	-408	-917
108	H16.4.21		20,000	0.18	29	0	0	-141,768	-482	-1,399
109	H16.5.24		15,000	0.18	33	0	0	-156,768	-639	-2,038
110	H16.6.15		20,000	0.18	22	0	0	-176,768	-471	-2,509
111	H16.6.29	45,000		0.18	14	0	0	-134,615	-338	0
112	H16.7.23		16,000	0.18	24	0	0	-150,615	-441	-441
113	H16.8.16		20,000	0.18	24	0	0	-170,615	-493	-934
114	H16.9.10		20,000	0.18	25	0	0	-190,615	-582	-1,516
115	H16.9.27		20,000	0.18	17	0	0	-210,615	-442	-1,958
116	H16.10.25		20,000	0.18	28	0	0	-230,615	-805	-2,763
117	H16.10.26	46,000		0.18	1	0	0	-187,409	-31	0
118	H16.11.24		27,000	0.18	29	0	0	-214,409	-742	-742
119	H16.12.22		25,000	0.18	28	0	0	-239,409	-820	-1,562
120	H17.1.24		25,000	0.18	33	0	0	-264,409	-1,081	-2,643

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
121	H17. 2. 21		25,000	0.18	28	0	0	-289,409	-1,014	-3,657
122	H17. 3. 24		20,000	0.18	31	0	0	-309,409	-1,228	-4,885
123	H17. 4. 4	65,000		0.18	11	0	0	-249,760	-466	0
124	H17. 4. 5	65,000		0.18	1	0	0	-184,794	-34	0
125	H17. 4. 7	35,000		0.18	2	0	0	-149,844	-50	0
126	H17. 4. 22		35,000	0.18	15	0	0	-184,844	-307	-307
127	H17. 5. 26		25,000	0.18	34	0	0	-209,844	-860	-1,167
128	H17. 6. 22		25,000	0.18	27	0	0	-234,844	-776	-1,943
129	H17. 7. 13	45,000		0.18	21	0	0	-192,462	-675	0
130	H17. 7. 25		35,000	0.18	12	0	0	-227,462	-316	-316
131	H17. 8. 22		30,000	0.18	28	0	0	-257,462	-872	-1,188
132	H17. 9. 22		28,000	0.18	31	0	0	-285,462	-1,093	-2,281
133	H17. 10. 24		30,000	0.18	32	0	0	-315,462	-1,251	-3,532
134	H17. 11. 22		30,000	0.18	29	0	0	-345,462	-1,253	-4,785
135	H17. 12. 21	84,000	30,000	0.18	29	0	0	-297,619	-1,372	0
136	H18. 1. 23		28,000	0.18	33	0	0	-325,619	-1,345	-1,345
137	H18. 2. 14	30,000		0.18	22	0	0	-297,945	-981	0
138	H18. 2. 23		30,000	0.18	9	0	0	-327,945	-367	-367
139	H18. 3. 1	15,000		0.18	6	0	0	-313,581	-269	0
140	H18. 3. 3	2,000		0.18	2	0	0	-311,666	-85	0
141	H18. 3. 23		30,000	0.18	20	0	0	-341,666	-853	-853
142	H18. 4. 23		24,000	0.18	31	0	0	-365,666	-1,450	-2,303
143	H18. 5. 22		30,000	0.18	29	0	0	-395,666	-1,452	-3,755
144	H18. 6. 12	40,000		0.18	21	0	0	-360,559	-1,138	0
145	H18. 6. 22		30,000	0.18	10	0	0	-390,559	-493	-493
146	H18. 7. 23		25,000	0.18	31	0	0	-415,559	-1,658	-2,151
147	H18. 7. 24	25,000		0.18	1	0	0	-392,766	-56	0
148	H18. 7. 27	4,000		0.18	3	0	0	-388,927	-161	0
149	H18. 8. 22		25,000	0.18	26	0	0	-413,927	-1,385	-1,385
150	H18. 9. 22	20,000	25,000	0.18	31	0	0	-422,069	-1,757	0
151	H18. 10. 22		26,000	0.18	30	0	0	-448,069	-1,734	-1,734
152	H18. 11. 10	13,000		0.18	19	0	0	-437,969	-1,166	0
153	H18. 11. 21		26,000	0.18	11	0	0	-463,969	-659	-659
154	H18. 12. 22		30,000	0.18	31	0	0	-493,969	-1,970	-2,629
155	H19. 1. 18	20,000		0.18	27	0	0	-478,425	-1,827	0
156	H19. 1. 22		25,000	0.18	4	0	0	-503,425	-262	-262
157	H19. 2. 13	18,000		0.18	22	0	0	-487,204	-1,517	0
158	H19. 2. 21		28,000	0.18	8	0	0	-515,204	-533	-533
159	H19. 3. 18	12,000		0.18	25	0	0	-505,501	-1,764	0
160	H19. 3. 22	10,000	24,000	0.18	4	0	0	-519,777	-276	0
161	H19. 4. 23		17,000	0.18	32	0	0	-536,777	-2,278	-2,278
162	H19. 5. 15		30,000	0.18	22	0	0	-566,777	-1,617	-3,895
163	H19. 6. 11		40,000	0.18	27	0	0	-606,777	-2,096	-5,991
164	H19. 7. 11		40,000	0.18	30	0	0	-646,777	-2,493	-8,484
165	H19. 8. 22		40,000	0.18	42	0	0	-686,777	-3,721	-12,205
166	H19. 9. 22		40,000	0.18	31	0	0	-726,777	-2,916	-15,121
167	H19. 10. 23		40,000	0.18	31	0	0	-766,777	-3,086	-18,207
168	H19. 11. 21		40,000	0.18	29	0	0	-806,777	-3,046	-21,253
169	H19. 12. 10		40,000	0.18	19	0	0	-846,777	-2,099	-23,352
170	H20. 1. 22		38,000	0.18	43	0	0	-884,777	-4,980	-28,332
171	H20. 2. 21		40,000	0.18	30	0	0	-924,777	-3,626	-31,958
172	H20. 3. 24		40,000	0.18	32	0	0	-964,777	-4,042	-36,000
173	H20. 4. 22		40,000	0.18	29	0	0	-1,004,777	-3,822	-39,822
174	H20. 5. 22		20,000	0.18	30	0	0	-1,024,777	-4,117	-43,939
175	H20. 7. 25		16,000	0.18	64	0	0	-1,040,777	-8,959	-52,898
176	H20. 8. 22		20,000	0.18	28	0	0	-1,060,777	-3,981	-56,879
177	H20. 9. 30		14,000	0.18	39	0	0	-1,074,777	-5,651	-62,530
178	H20. 11. 7		16,000	0.18	38	0	0	-1,090,777	-5,579	-68,109
179	H20. 12. 3		14,000	0.18	26	0	0	-1,104,777	-3,874	-71,983
180	H21. 1. 15		7,000	0.18	43	0	0	-1,111,777	-6,496	-78,479
181	H21. 1. 15		8,000	0.18	0	0	0	-1,119,777	0	-78,479

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H20. 7. 25		16,000	0.18				-16,000		
2	H20. 8. 22		20,000	0.18	28	0	0	-36,000	-61	-61
3	H20. 9. 30		14,000	0.18	39	0	0	-50,000	-191	-252
4	H20. 11. 7		16,000	0.18	38	0	0	-66,000	-259	-511
5	H20. 12. 3		14,000	0.18	26	0	0	-80,000	-234	-745
6	H21. 1. 15		7,000	0.18	43	0	0	-87,000	-470	-1,215
7	H21. 1. 15		8,000	0.18	0	0	0	-95,000	0	-1,215

計 算 書

(利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H17.07.13		192,462		18.0000%	0		-192,462	0	0	0
H17.12.21	84,000		161	18.0000%	0	0	-112,706	0	4,244	4,244
H18.02.14	30,000		55	18.0000%	0	0	-83,555	0	849	849
H18.03.01	15,000		15	18.0000%	0	0	-68,726	0	171	171
H18.03.03	2,000		2	18.0000%	0	0	-66,744	0	18	18
H18.06.12	40,000		101	18.0000%	0	0	-27,667	0	923	923
H18.07.24	25,000		42	18.0000%	0	0	-2,826	0	159	159
H18.07.27	4,000		3	18.0000%	0	0	1,173	0	1	1
									未充当計	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H17.07.25		35,000		18.0000%	0		-35,000	0	0	0
H17.08.22		30,000	28	18.0000%	0	30,000	-65,000	0	134	0
H17.09.22		28,000	31	18.0000%	0	28,000	-93,000	0	276	0
H17.10.24		30,000	32	18.0000%	0	30,000	-123,000	0	407	0
H17.11.22		30,000	29	18.0000%	0	30,000	-153,000	0	488	0
H17.12.21		30,000	29	18.0000%	0	30,000	-183,000	0	607	0
H18.01.23		28,000	33	18.0000%	0	28,000	-211,000	0	827	0
H18.02.23		30,000	31	18.0000%	0	30,000	-241,000	0	896	0
H18.03.23		30,000	28	18.0000%	0	30,000	-271,000	0	924	0
H18.04.23		24,000	31	18.0000%	0	24,000	-295,000	0	1,150	0
H18.05.22		30,000	29	18.0000%	0	30,000	-325,000	0	1,171	0
H18.06.22		30,000	31	18.0000%	0	30,000	-355,000	0	1,380	0
H18.07.23		25,000	31	18.0000%	0	25,000	-380,000	0	1,507	0
H18.07.27	1,173		4	18.0000%	0	0	-380,000	0	208	1,173
H18.08.22		25,000	26	18.0000%	0	25,000	-405,000	0	1,353	0
H18.09.22	20,000		31	18.0000%	0	0	-396,874	0	1,719	11,874
H18.09.22		25,000	0	18.0000%	0	25,000	-421,874	0	0	0
H18.10.22		26,000	30	18.0000%	0	26,000	-447,874	0	1,733	0
H18.11.10	13,000		19	18.0000%	0	0	-437,772	0	1,165	2,898
H18.11.21		26,000	11	18.0000%	0	26,000	-463,772	0	659	0
H18.12.22		30,000	31	18.0000%	0	30,000	-493,772	0	1,969	0
H19.01.18	20,000		27	18.0000%	0	0	-478,226	0	1,826	4,454
H19.01.22		25,000	4	18.0000%	0	25,000	-503,226	0	262	0
H19.02.13	18,000		22	18.0000%	0	0	-487,004	0	1,516	1,778
H19.02.21		28,000	8	18.0000%	0	28,000	-515,004	0	533	0
H19.03.18	12,000		25	18.0000%	0	0	-505,300	0	1,763	2,296
H19.03.22	10,000		4	18.0000%	0	0	-495,576	0	276	276
H19.03.22		24,000	0	18.0000%	0	24,000	-519,576	0	0	0
H19.04.23		17,000	32	18.0000%	0	17,000	-536,576	0	2,277	0
H19.05.15		30,000	22	18.0000%	0	30,000	-566,576	0	1,617	0
H19.06.11		40,000	27	18.0000%	0	40,000	-606,576	0	2,095	0
H19.07.11		40,000	30	18.0000%	0	40,000	-646,576	0	2,492	0
H19.08.22		40,000	42	18.0000%	0	40,000	-686,576	0	3,720	0
H19.09.22		40,000	31	18.0000%	0	40,000	-726,576	0	2,915	0
H19.10.23		40,000	31	18.0000%	0	40,000	-766,576	0	3,085	0
H19.11.21		40,000	29	18.0000%	0	40,000	-806,576	0	3,045	0
H19.12.10		40,000	19	18.0000%	0	40,000	-846,576	0	2,099	0
H19.12.31		0	21	18.0000%	0	0	-846,576	0	2,435	0
H20.01.22		38,000	22	18.0000%	0	38,000	-884,576	0	2,544	0
H20.02.21		40,000	30	18.0000%	0	40,000	-924,576	0	3,625	0
H20.03.24		40,000	32	18.0000%	0	40,000	-964,576	0	4,041	0
H20.04.22		40,000	29	18.0000%	0	40,000	-1,004,576	0	3,821	0
H20.05.22		20,000	30	18.0000%	0	20,000	-1,024,576	0	4,117	0
									未充当計	
									43,928	

これは正本である。

平成 25.4.26 年 月 日

福岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 藤 井

